

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案要綱

第一 卸売市場法の一部改正

一 目的

この法律は、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

(一) 「開設者」とは、卸売市場を開設する者をいうものとする。

(二) 「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいうものとする。

(三) 「仲卸業者」とは、卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいうものとする事。 (第二条関係)

三 卸売市場に関する基本方針

農林水産大臣は、次に掲げる事項を定めた卸売市場に関する基本方針(四の(一)の①において「基本方針」という。)を定めるものとする事。

(一) 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

(二) 卸売市場の施設に関する基本的な事項

(三) その他卸売市場に関する重要事項

(第三条関係)

四 中央卸売市場の認定制度

(一) 中央卸売市場の認定

卸売市場(その施設の規模が一定規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。)であつて、次に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができるものとする事。

- ① 申請書及び卸売市場の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）の内容が、基本方針に照らし適切であること。
- ② 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
- ③ 業務規程に定められている卸売市場の業務の方法が、次に掲げる事項を内容とするものであること。
 - イ 開設者は、卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
 - ロ 開設者は、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。
 - ハ 開設者は、業務規程に定められている取引参加者が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）を取引参加者に遵守させるため、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。
- ④ 業務規程に卸売市場の業務の方法として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとの売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における決済の方法

⑤ 業務規程に定められている遵守事項が、次に掲げる事項に関し、それぞれ次に定める事項を内容とするものであること。

イ 売買取引の原則 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。

ロ 差別的取扱いの禁止 卸売業者は、出荷者又は買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ハ 売買取引の方法 卸売業者は、④のイの方法として定められた方法により、卸売をすること。

ニ 売買取引の条件の公表 卸売業者は、売買取引の条件を公表すること。

ホ 受託拒否の禁止 卸売業者は、卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。

ヘ 決済の確保 取引参加者は、④のロの方法として定められた方法により、決済を行うとともに、卸売業者は、事業報告書を作成し、開設者に提出するとともに、閲覧の申出があった場合には

、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。

ト 売買取引の結果等の公表 卸売業者は、売買取引の結果その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項を公表すること。

⑥ ⑤のイからトまでに定める事項以外の遵守事項が定められている場合には、次の要件に適合するものであること。

イ 当該遵守事項が⑤のイからトまでに定める事項の内容に反するものでないこと。

ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。

ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

⑦ 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

⑧ 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

⑨ ①から⑧までに掲げるもののほか、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。
(第四条第一項から第五項まで関係)

(二) 公示

農林水産大臣は、(一)の認定をしたときは、当該認定を受けた卸売市場（以下「中央卸売市場」という。）の名称等を公示するものとする事。

（第四条第六項関係）

(三) 名称制限

(一)の認定を受けた卸売市場でないものは、中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならないものとする事。

（第四条第七項関係）

(四) 変更の認定等

中央卸売市場の変更の認定、休止及び廃止の届出並びに認定の失効について規定すること。

（第六条から第八条まで関係）

(五) 指導及び助言

農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする事。

（第九条関係）

(六) 措置命令

農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができるも

のとする事。

(第十條關係)

(七) 認定の取消し

農林水産大臣は、中央卸売市場が(一)の①から⑨までに掲げる要件を欠くに至ったとき等は、(一)の認定を取り消すことができるものとする事。

(第十一條關係)

(八) 報告及び検査

① 中央卸売市場の開設者は、毎年、運営の状況を農林水産大臣に報告しなければならないものとする事。

② 農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の業務を行う場所に立ち入り、物件を検査させることができるものとする事。

(第十二條關係)

五 地方卸売市場の認定制度

(一) 地方卸売市場の認定

卸売市場であつて、四の(一)の①から⑨までに掲げる要件(⑤のホに係る部分を除く。)に適合して

いるものは、都道府県知事の認定を受けて、地方卸売市場と称することができるものとする。

(第十三条第一項から第五項まで関係)

(二) 公示

都道府県知事は、(一)の認定をしたときは、当該認定を受けた卸売市場（以下「地方卸売市場」という。）の名称等を公示するものとする。

(第十三条第六項関係)

(三) 名称制限

(一)の認定を受けた卸売市場でないものは、地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならないものとする。

(第十三条第七項関係)

(四) 準用

四の(四)から(八)までの規定を(一)の認定に準用すること。

(第十四条関係)

六 助成

(一) 国は、中央卸売市場の開設者であつて第二の五の(二)の①の認定を受けたものが当該認定に係る計画(二)において「認定計画」という。)に従つて当該中央卸売市場の施設の整備を行う場合には、予算

の範囲内において、当該施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができるものとする
こと。

(二) 国及び都道府県は、中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であつて第二の五の(二)の①の認定を受
けたものが認定計画に従つて当該中央卸売市場又は地方卸売市場の施設の整備を行う場合には、資金
の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。 (第十六条関係)

第二 食品流通構造改善促進法の一部改正

一 題名

題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」とすること。(題名関係)

二 目的

この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑
み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画
の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため
、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もつて農林漁業及び食品流通業の成長発展並び

に一般消費者の利益の増進に資することを目的とすること。

(第一条関係)

三 定義

(一) 「食品等」とは、次に掲げる物（医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）をいうものとする。

① 飲食用料品

② 花きその他農林水産省令で定める農林水産物（①に掲げるものを除く。）

③ 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（①に掲げるものを除く。）であつて、農林水産省令で定めるもの

(二) 「食品等の流通」とは、食品等の輸送、保管、販売その他の取扱いの過程をいうものとする。

(三) 「食品等の流通の合理化」とは、食品等の流通の経費を削減するために行う食品等の流通の効率化その他の措置又は食品等の価値を高め、若しくは新たな需要を開拓するために行う食品等の流通における品質管理若しくは衛生管理の高度化その他の措置をいうものとする。

(四) 「食品等の取引の適正化」とは、食品等の取引が適正に行われるようにするために行う食品等の取

引条件の改善その他の措置をいうものとする。

(第二条関係)

四 留意事項

(一) 食品等の流通の合理化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならないものとする。

① 食品等の流通に関する事業を行う者（以下「食品等流通事業者」という。）が、多様化する需要に即して、創意工夫を発揮して事業活動を積極的に行うことができるようにすること。

② 食品等流通事業者の行う事業活動が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものとなるようにすること。

(二) 食品等の取引の適正化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならないものとする。

① 食品等の多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有することから、その取引の当事者間の取引上の地位に格差が生ずる場合があるため、その取引の適正化を図る必要性が高いこと。

② 食品等の取引が適正かつ安定的に行われることにより、農林漁業者及び一般消費者の利益に資す

るものとなるようにすること。

(第三条関係)

五 食品等の流通の合理化のための措置

(一) 食品等の流通の合理化に関する基本方針

農林水産大臣は、次に掲げる事項を定めた食品等の流通の合理化に関する基本方針(二)の③において「基本方針」という。)を定めるものとする。

① 食品等の流通の合理化を図る事業(以下「食品等流通合理化事業」という。)を実施しようとする者が講ずべき次に掲げる措置に関する事項

イ 食品等の流通の効率化に関する措置

ロ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置

ハ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置

ニ 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置

ホ イからニまでに掲げるもののほか、食品等の流通の合理化のために必要な措置

② ①に掲げるもののほか、食品等の流通の合理化に関し必要な事項

(第四条関係)

(二) 食品等流通合理化計画

① 食品等流通合理化事業を実施しようとする者は、食品等流通合理化事業に関する計画（以下「食品等流通合理化計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるものとする。

② 食品等流通合理化計画には、食品等流通合理化事業の目標等を記載するものとする。

③ 農林水産大臣は、①の認定の申請があつた場合において、当該食品等流通合理化計画が基本方針に照らし適切なものであること等に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

④ 農林水産大臣は、①の認定の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を当該申請に係る食品等流通合理化計画の対象となる事業を所管する大臣に通知し、当該大臣は、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができるものとする。

（第五条関係）

(三) 支援措置

① 株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け等

イ 株式会社日本政策金融公庫（ロにおいて「公庫」という。）は、(二)の①の認定に係る食品等流

通合理化計画（ロにおいて「認定計画」という。）に従って食品等流通合理化事業を実施するた
めに必要な資金の貸付けを行うことができるものとする。こと。
（第七条関係）

ロ 公庫は、認定計画に従って海外において食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の
借入れに係る債務保証を行うことができるものとする。こと。
（第八条関係）

② 株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等

株式会社農林漁業成長産業化支援機構は、(二)の①の認定を受けた者に対する出資等を行うことが
できるものとする。こと。
（第九条から第十二条まで関係）

③ 食品等流通合理化促進機構による債務保証等

食品流通構造改善促進機構の名称を食品等流通合理化促進機構に変更し、食品等流通合理化事業
に係る債務保証等を行うことができるものとする。こと。
（第十六条から第二十六条まで関係）

六 食品等の取引の適正化のための措置

(一) 食品等流通調査

① 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の流通に関する調査（以下「食品等流通

調査」という。)を行うものとする。

② 中央卸売市場又は地方卸売市場を開設する者は、食品等流通調査に対して協力するため、その保有する食品等の流通に関する情報を提供するよう努めるものとする。

③ 農林水産大臣は、食品等流通調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等流通事業者に対し、必要な協力を求めることができるものとともに、当該協力を求められた関係行政機関及び食品等流通事業者は、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(第二十七条関係)

(二) 食品等流通調査に基づく措置

農林水産大臣は、食品等流通調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言、食品等の流通に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

(第二十八条関係)

(三) 公正取引委員会への通知

農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

(第二十九条関係)

第三 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一及び第二の六の(一)の②については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 経過措置等

この法律の施行前においても、第一の四の(一)の中央卸売市場の認定又は第一の五の(一)の地方卸売市場の認定を受けることができること及び一定の場合にこれらの申請に当たって記載事項を省略することができるものとともに、所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第十条まで及び第十二条から第三十二条まで関係)

三 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、食品等の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する食品等の流通構造の実現

の観点から、改正後の卸売市場法及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定についてそれぞれ検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(附則第十一条関係)